

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例																																																				
主管課	行政システム改革課 県民活動推進課																																																				
根拠法令等	特定非営利活動促進法																																																				
<p>【改正の概要】</p> <p>「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正</p> <p>NPO法人に係る事務を移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立の認証に関する事務</li> <li>・ 役員の氏名等の変更の届出の受理に関する事務</li> <li>・ 定款の変更の認証に関する事務</li> <li>・ 事業報告書等の閲覧に関する事務</li> <li>・ 解散の届出の受理に関する事務</li> <li>・ 報告の徴収及び立入検査に関する事務</li> <li>・ 認証の取消しに関する事務</li> <li>・ など</li> </ul> <p>（移譲先：今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町（6市7町））</p>																																																					
施行日	平成20年4月1日																																																				
<p>【その他参考事項】</p> <p>県内のNPO法人数（平成20年2月29日現在、主たる事務所の所在地で集計）</p> <table border="1"> <tr> <td>松山市</td> <td>134</td> <td>西条市</td> <td>12</td> <td>東温市</td> <td>4</td> <td>内子町</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>今治市</td> <td>22</td> <td>大洲市</td> <td>6</td> <td>上島町</td> <td>4</td> <td>伊方町</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>宇和島市</td> <td>10</td> <td>伊予市</td> <td>3</td> <td>久万高原町</td> <td>2</td> <td>鬼北町</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市</td> <td>5</td> <td>四国中央市</td> <td>7</td> <td>松前町</td> <td>3</td> <td>松野町</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>新居浜市</td> <td>20</td> <td>西予市</td> <td>4</td> <td>砥部町</td> <td>4</td> <td>愛南町</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>計</td> <td>256</td> </tr> </table>						松山市	134	西条市	12	東温市	4	内子町	7	今治市	22	大洲市	6	上島町	4	伊方町	2	宇和島市	10	伊予市	3	久万高原町	2	鬼北町	2	八幡浜市	5	四国中央市	7	松前町	3	松野町	1	新居浜市	20	西予市	4	砥部町	4	愛南町	4							計	256
松山市	134	西条市	12	東温市	4	内子町	7																																														
今治市	22	大洲市	6	上島町	4	伊方町	2																																														
宇和島市	10	伊予市	3	久万高原町	2	鬼北町	2																																														
八幡浜市	5	四国中央市	7	松前町	3	松野町	1																																														
新居浜市	20	西予市	4	砥部町	4	愛南町	4																																														
						計	256																																														